

予算管理規定

熊野吹奏楽団

(予算の目的)

第1条 予算は各会計年度の事業計画を明確な計数目標を以て表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的とし、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算の期間)

第2条 予算期間は一会計年度とする

2. 前項の規定に関わらず、長期計画を必要とするものについては、各会計年度ごとに細分しなければならない。

(予算の種類)

第3条 予算の種類は次のとおりとする。

- 1) 一般会計収支予算
- 2) 特別会計収支予算

(予備費)

第4条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費を計上することができる。

(予算の基本方針)

第5条 予算の基本方針は運営協議会がこれを決定する。

(予算大綱の通達)

第6条 運営協議会は前条の基本方針に基づき、予算大綱を定め、予算責任者に通達するものとする。

(収支予算案の作成)

第7条 予算責任者は前条の予算大綱にそって、事業計画案を作成し、これに基づく収支予算書を運営協議会に提出しなければならない。

(予算原案の作成)

- 第8条 運営協議会は提出された各収支予算書を基礎とし、予算原案を編成する。
2. 予算は支出の目的、性質に従い、項（大科目）、目（中科目）、節（小科目）に区分する。

(予算責任者)

- 第9条 予算の編成及び執行については、予算単位を定め、各予算単位ごとに予算責任者を置かなければならない。
2. 予算責任者はその所管に属する予算の責任を負い、その執行状況を常時把握しなければならない。

(予算の決定)

- 第10条 楽長は運営協議会の調整を経て、事業計画案及び予算案を総会に提出し、その決定を受けなければならない。

(予算の配賦)

- 第11条 予算が成立したときは、必要の都度、これを各予算責任者に配賦する。

(予算の執行)

- 第12条 予算責任者は配賦された予算の執行にあたって、その使用目的のほかに使用してはならない。

(予算の繰り越し)

- 第13条 予算責任者は契約済みの内、当愛会計年度内に支出を終えなかった額を、運営協議会の承認を経て、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(予算の流用)

- 第14条 次の事項は運営協議会の決議を経て、楽長がこれを行う。
- 1) 同一項内（大科目）における各目（中科目）の予算の流用
 - 2) 予備費の使用
 - 3) 緊急の必要に基づく軽微な予算変更

(予算の補正)

- 第15条 予算執行上、やむを得ない事由により重大な支障を生ずる恐れのあるときは、
楽長は運営協議会の議を経て、予算の補正を行わなければならない。
2. 予算の補正にあたっては、第10条の規定を準用する。

(暫定予算)

- 第16条 会計年度開始までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。
2. 新たに予算が成立した時は、すでに執行済のものについてはこれを予算の執行とみなす。

(予算差引簿)

- 第17条 会計管理責任者は収入予算差引簿及び支出予算差引簿を備え、予算執行の適正を期するものとする。

- 附 則
- 1 この規定の改廃は運営協議会の議決を要す。
 - 2 この規定は平成9年4月1日より施行する。